

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正に係る部分）	
規制の名称	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る書面掲示規制	
規制の区分	新設、 改正 、 拡充 、緩和）、廃止	
担当部局	環境省環境再生資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省製造産業局自動車課	
評価実施時期	令和5年1月～3月	
規制の目的、内容及び必要性等	現行の使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）においては、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者）に対して、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げることを義務付けているが、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにする	
想定される代替案	なし	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	遵守費用	インターネット公表事務に関する作業費 なし
	行政費用	なし なし
直接的な効果（便益）の把握	インターネットでの情報の収受による国民の利便性等の向上	なし
副次的な影響及び波及的な影響の把握	対応困難な事業者がいることが想定されるため、都道府県等による事業者への指導に要する事務負担が増える。	なし
費用と効果（便益）の関係	事業者等による初期費用は生じる場合もあるが、国民等は必要な情報を確認するためには事業所に赴く必要があったが、いつでもどこでも必要な情報を確認することが可能となる。	
その他の関連事項	なし	
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している	
備考	なし	